

令和8年度移住支援金のお知らせ

東京23区に在住、または東京圏在住で23区内に通勤する方が宮城県に移住し、対象求人へ就業するなどの一定の要件を満たす場合に、移住先の市町村が予算の範囲内において支給するものです。

支給額 世帯移住:100万円 単身移住:60万円

(世帯移住により、18歳未満の世帯員の方が一緒に移住される場合は、18歳未満の方おひとりにつき100万円加算されます。)

予算の上限に達した場合は、**早期に申請受付を締め切る場合がございます。申請予定の方は、移住先市町村の担当窓口にお早めにご相談ください(申請期限(移住後1年以内)の延長は行いませんのでご注意ください)。**

主な要件(下記以外にも様々な要件があります)

1 移住元

東京23区在住者、または東京圏から東京23区への通勤者 ※

移住先

※(1)~(5)のいずれかに当てはまる方

2

- (1)「みやぎ移住・交流ガイド」に掲載されている対象求人に就業した方
- (2)「みやぎUIターン起業支援補助金」(裏面参照)の交付決定を受けた方
- (3)ご自身の意志で地方に移住し、移住先を生活の拠点として、
移住元での業務を引き続きテレワークで行う方
- (4)専門人材事業(裏面参照)を活用して就業された方
- (5)移住先の市町村が設定した関係人口に該当する方

詳細はこちら⇒
「みやぎ移住・
交流ガイド」



3 移住後

申請後、5年以上継続して移住先市町村に居住する意志がある方

※ 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上かつ直近の1年以上、東京23区内に在住、または東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県(一部地域を除く))に在住し、東京23区内へ通勤をしていた方。

なお、東京23区内の大学等に通学し、23区内の企業へ就職した方については、通学期間も上記対象期間に加算することが可能です(ただし、加算年数は修業年限を上限とし、23区外のキャンパス等に通う期間は加算対象外となります)。

問合せ先

◆ 移住相談全般

◇みやぎ移住サポートセンター(東京都千代田区有楽町2-10-1)

TEL:090-1559-4714 Mail:miyagi@furusatokaiki.net

◆ 申請について

◇移住先が決まっている方は、右記QRコードより移住(予定)先の市町村へお問い合わせください。

◇宮城県企画部地域振興課移住定住推進班

TEL:022-211-2454 Mail:tisini@pref.miyagi.lg.jp

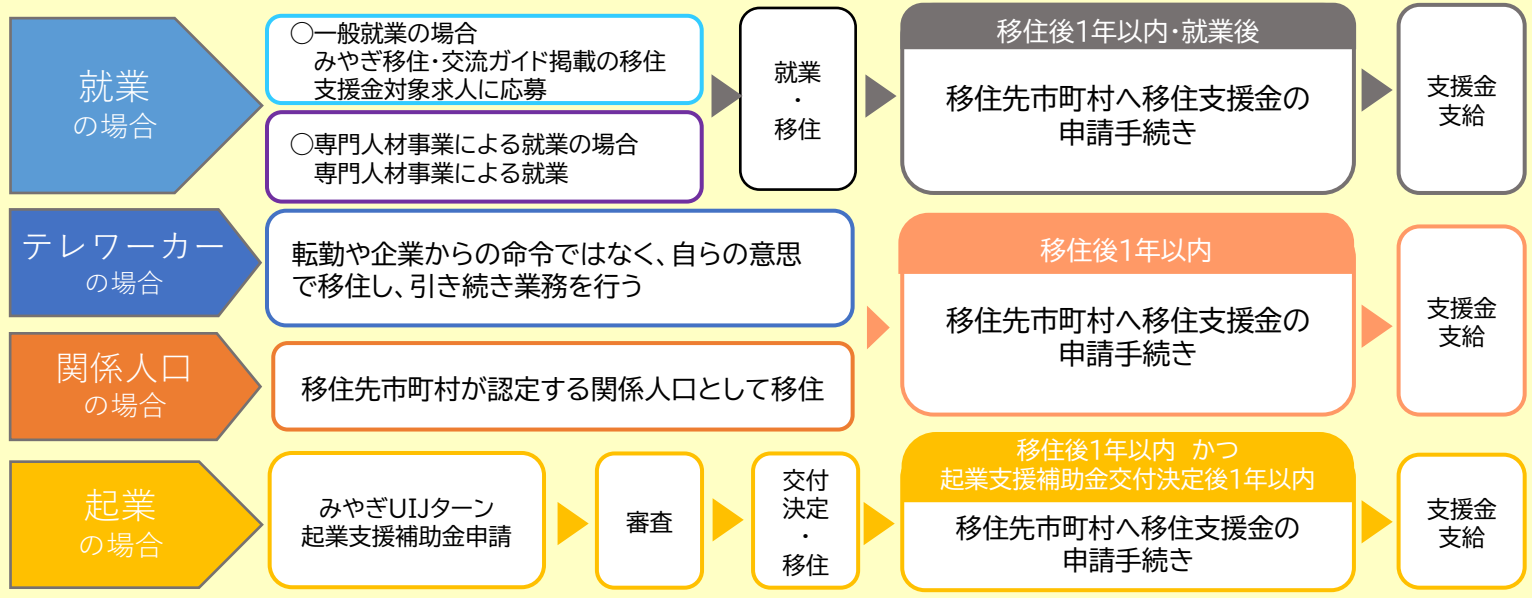


<市町村連絡先>



裏面もご覧ください

移住支援金交付までの流れ（例）



みやぎUIJターン起業支援補助金

起業の場合併用可能

東京圏から宮城県内に移住し、地域の課題に
対して、右記の観点をもって取り組む社会的事
業の起業に対する支援制度で、対象経費に対し
て最大で100万円を補助（補助率1／2）。詳
しくは、下記QRコードよりご確認ください。

社会性

地域社会が抱
える課題の解
決に資するこ
と

事業性

提供するサービス
の対価として得ら
れる収益によって
自律的な事業の
継続が可能であ
ること

必要性

地域の課題に対
し、当該地域に
おける課題解決
に資するサービ
スの供給が十分
ではないこと

デジタル技術の活用

生産性向上・機会
損失の解消及び
顧客の利便性の
向上につながる
デジタル技術を活
用していること

問合せ先

宮城県仙台市青葉区一番町2丁目3-22
仙台ビルディング4階（株式会社全力優内）
Mail:info@z-suguru.co.jp



上記4点の観点（社会事業の定義）を持って、各地域の現状に応じた社
会課題の解決に取り組む事業 ※業種による制限はなし

専門人材事業

プロフェッショナル人材事業（宮城県プロフェッ
ショナル人材戦略拠点を利用したもの）又は内閣
府が行う先導的人材マッチング事業により就業及
び移住された方が対象です。

人材紹介パートナー（事業協力）
（宮城県プロフェッショナル
人材戦略拠点ホームページ）



先導的人材マッチング
事業
（内閣府ホームページ）



移住支援金Q & A

- Q1 対象者の年齢制限はあるか。 A1 ありません。ただし移住先要件の(5)「関係人口」に年齢制限が設定されている場合があります。詳しくは各市町村にお問い合わせください。また、18歳未満の世帯員の加算については、申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の方が対象となります。
- Q2 申請期限はあるか。 A2 移住後1年以内に移住先の市町村に申請する必要があります。
※ 申請開始可能時期は移住先市町村によって異なります。移住先市町村へお早めにご相談ください。
- Q3 移住支援金の使途に制限はあるか。 A3 ありません。
- Q4 移住地と就業地の市町村が異なっても、対象となるか。 A4 対象となります。申請については、移住先の市町村に行ってください。
- Q5 受給後、返還する場合はあるか。 A5 主な返還要件は、次の2点です。
①移住支援金申請日から1年以内に対象企業を退職した場合。
②移住支援金申請日から5年以内に移住支援金受給市町村から転出した場合。
※ ただし、県内での移動であって、移住支援金支給市町村が認めた場合には、返還を求めない場合があります。
- Q6 移住支援金は課税対象か。 A6 所得税法第34条に規定する一時所得に該当するため、課税対象となります。



発行年月（令和8年4月）